

「2016年版訪問看護関連報酬・請求ガイド(第1版・第2刷)」の補足・訂正について

皆様には標記ガイドをご購入いただきましてありがとうございます。お手数をかけて申し訳ございませんが、次の修正箇所をご確認の上ご訂正くださいますようお願い申し上げます。

【医療保険】

P61【関連参考資料】保険医療機関が算定する「精神科重症患者早期集中支援管理料」(旧)

| | |
|---|--|
| 精神科重症患者早期集中支援管理料 1 (保険医療機関が単独で実施、同一時間帯の訪問は当該医療機関が算定) | |
| イ 同一建物居住者以外の場合： 1,800 点 | ロ 同一建物居住者の場合 (1) 特定施設等に入居する者の場合： 900 点 (2) (1)以外の場合： 450 点 |
| 精神科重症患者早期集中支援管理料 2 (訪問看護ステーションとの連携で実施、同一時間帯は訪問看護ST算定) | |
| イ 同一建物居住者以外の場合： 1,480 点 | ロ 同一建物居住者の場合 (1)特定施設等に入居する者の場合： 740 点 (2)以外の場合： 370 点 |

(訂正後)

| | |
|---|----------------------------|
| 精神科重症患者早期集中支援管理料 1 (保険医療機関が単独で実施、同一時間帯の訪問は当該医療機関が算定) | |
| イ 単一建物診療患者が1人の場合：1,800 点 | ロ 単一建物診療患者が2人以上の場合：1,350 点 |
| 精神科重症患者早期集中支援管理料 2 (訪問看護ステーションとの連携で実施、同一時間帯は訪問看護ST算定) | |
| イ 単一建物診療患者が1人の場合：1,480 点 | ロ 単一建物診療患者が2人以上の場合：1,110 点 |

P65【参考通知等】

「訪問看護事業所で購入・保管できるものの例」の表を削除（通知等で規定され不要となったため）

P69【医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項】

表のうち、24時間対応（連絡）体制加算の欄の訂正（赤字部分）

| | | | | |
|----------------|--|-----|-----|-----|
| 24時間対応（連絡）体制加算 | ○※1（ 同一月 、介護保険で緊急時（介護予防）訪問看護加算を算定していない場合） | ○※1 | ○※1 | ○※2 |
|----------------|--|-----|-----|-----|

P72【2. 病院・診療所の精神科訪問看護・指導料の表】

精神科訪問看護の報酬の表の中で、2. 病院・診療所の表の下から6行目と7行目を削除（病院・診療所の精神科看護・指導料にターミナルケア加算はないため）

~~ターミナルケア加算~~

P87、P88【5. 難病法による医療費助成制度対象疾患一覧】

2017年4月1日より指定難病306が330になったため追加

| 病名 | 告示番号 | 病名 | 告示番号 |
|------------------------------|------|-------------------------------|------|
| カナバン病 | 307 | セピアブテリン還元酵素（SR）欠損症 | 319 |
| 進行性白質脳症 | 308 | 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症 | 320 |
| 進行性ミオクローヌスてんかん | 309 | 非ケトosis型高グリシン血症 | 321 |
| 先天異常症候群 | 310 | β-ケトチオラーゼ欠損症 | 322 |
| 先天性三尖弁狭窄症 | 311 | 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症 | 323 |
| 先天性僧帽弁狭窄症 | 312 | メチルグルタコン酸尿症 | 324 |
| 先天性肺静脈狭窄症 | 313 | 遺伝性自己炎症疾患 | 325 |
| 左肺動脈右肺動脈起始症 | 314 | 大理石骨病 | 326 |
| ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1B関連腎症 | 315 | 特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。） | 327 |
| カルニチン回路異常症 | 316 | 前眼部形成異常 | 328 |
| 三頭酵素欠損症 | 317 | 無虹彩症 | 329 |
| シトリン欠損症 | 318 | 先天性気管狭窄症 | 330 |

厚生労働省 HP 参照 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000085261.html>